

令和4年1月臨時会 厚生常任委員会記録

令和4年1月18日（火）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和4年1月18日（火）	5 頁
--------------------	-----

令和4年1月臨時会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	1月18日(火)	<p>審査日程の決定</p> <p>健康福祉みらい部審査 議案乙第1号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>現地視察 次期リサイクル施設建設用地（立石町）</p> <p>市民環境部審査 議案乙第1号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査 議案乙第1号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>

1 月臨時会付議事件

1 市長提出議案

[令和4年1月18日付託]

議案乙第1号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算(第10号)

[可決]

[令和4年1月18日 委員会議決]

令和4年1月18日（火）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋浩一

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 久家喜男

地域福祉課長補佐兼生活支援係長 豊増秀文

こども育成課長 林康司

こども育成課保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 倉成光子

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋英彦

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 原祥雄

環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次

環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛

環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼

施設調整係長兼都市計画課長補佐 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

健康福祉みらい部審査

議案乙第1号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）

〔説明、質疑〕

現地視察

次期リサイクル施設建設用地（立石町）

市民環境部審査

議案乙第1号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第1号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

議員傍聴 2人

松隈清之

池田利幸

事項説明書でお示しをしております、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業に要する国庫補助分でございます。補助率は10分の10でございます。

詳細につきましては、この後、歳出のほうで御説明いたします。

歳入につきましては、以上でございます。

次に、資料3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目6住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費につきましては、資料5ページの主要事項説明書のとおり、今般のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり現金10万円の臨時特別給付金を給付するものでございます。

本事業の給付対象者は、①令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯、それから②令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯のいずれかで、①の均等割の非課税世帯につきましては、該当する世帯に確認書を送らせていただきまして、それを返送いただくこととしております。

それから、②の家計急変世帯につきましては、申請書を記入していただきまして、令和4年の9月30日までに申請をしていただくこととしております。

なお、給付時期につきましては、現在のところ2月下旬頃から順次、給付をする予定でございます。

本事業につきましては、今後、市の公式ホームページのほか、全戸配布チラシ等で事業周知を図ることとしております。

なお、本事業に関する予算につきましては、資料3ページをお願いいたします。

節1報酬及び節4共済費、それから節8旅費につきましては、それぞれ会計年度任用職員への報酬、社会保険料及び費用弁償でございます。

節3職員手当等につきましては、職員の時間外勤務手当及び会計年度任用職員の期末手当、それから節10の需用費及び節11の役務費につきましては、当該事務に必要な消耗品費、チラシ、申請等の印刷に係る費用、それから郵送の切手代等でございます。

節12委託料につきましては、システム改修、それから発送確認書の封入封緘業務に伴う委託料でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、複合機、パソコン等の事務機器借上料及びRPAソフトウェアライセンス料、それから、節18負担金、補助及び交付金につきましては、本事業の当該世帯1世帯当たり10万円の給付金でございます。

以上でございます。

林康司 子育て世帯等臨時特別支援事業課長

続きまして、4ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目7 子育て世帯等臨時特別支援事業費について御説明申し上げます。

資料6 ページをお願いいたします。

事業名、子育て世帯等臨時特別支援事業でございます。

事業の目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子供がいる世帯に対し、子供1人当たり10万円相当の給付を行うもので、今回残りの5万円相当について給付金5万円を現金で追加支給するものでございます。

事業の内容といたしましては、支給対象者といたしまして前回の先行給付のときと同様、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育している方で、所得が児童手当（本則給付）の支給要件相当に該当する方。

給付額につきましては、児童1人当たり5万円。

支給日につきましては、昨年12月27日に先行給付の5万円を支給した方に対しましては、残りの5万円の追加給付を1月24日に予定をしております。

また、高校生の年齢のみの世帯や、公務員等の世帯につきましては、所得判定や口座情報の把握が必要であることから申請を必要といたしますので、その申請受付を明日19日から行い、1月31日に1回目の振り込みを行うことで事務を進めているところでございます。

それ以降につきましては、月2回の振込日を設けることとしております。

なお給付額につきましては、高校生のみ、公務員世帯につきましては、10万円を一括で支給することとしております。

事務費につきましては、4ページにお戻り願います。

節3 職員手当等につきましては、給付金事業に係る職員の時間外勤務に要する職員手当でございます。

節10 事業費につきましては、封筒購入等の消耗品費及び申請等の印刷製本費でございます。

節11 役務費につきましては、追加給付の事前通知等の送付に要する通信運搬費及び給付金の振込手数料でございます。

節12 委託料につきましては、事前通知等の封入封緘委託料及びシステム改修の委託料でございます。

節18 負担金、補助及び交付金につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金となっております。

以上でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

資料4ページの中段ですね。

款3民生費、項3生活保護費、目3新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付費につきましては、資料7ページにお示しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、総合支援資金等の再貸付が終了するなどによりまして、特例貸付が利用できずに、生活に困窮する世帯に対しまして、就労による自立を図り、それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給へつなげるために、これまで自立支援金を支給しておりますけれども、申請期限が令和4年3月31日に再延長されていることから、生活に困窮する世帯に対しての支援金を支給するものでございます。

対象者につきましては、2の事業内容の黒丸で、主な支給対象者で示しておりますけれども、①から③に該当する世帯の方に対しまして、その世帯の人数に応じた金額を支給するものでございまして、これは県の社会福祉協議会からの情報を基に、こちらのほうから支給対象と思われる方に対して御案内の文書を送付することとしております。

なお、本事業に関する予算につきましては、資料4ページになりますけれども、節1報酬、それから節4共済費、節8旅費につきましては、それぞれ会計年度任用職員の報酬、社会保険料及び費用弁償。

節10の需用費及び節11役務費につきましては、当該事業に係る消耗品費、それから印刷製本費と郵送、切手代でございます。

節19扶助費につきましては、当該世帯に対する自立支援金の給付金でございます。

それから4ページの一番下の段ですね。

令和3年度繰越明許費についてでございますが、これは先ほど説明いたしました款3民生費、項1社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業につきまして、住民税非課税世帯の一部及び家計急変世帯への給付に要する事務費並びに給付金を次年度に繰り越すものでございます。

以上で、議案乙第1号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）中、健康福祉みらい部関係の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

成富牧男委員

最初に4ページの、3款2項7目の子育て世帯等臨時特別支援事業。これについてお尋ねします。

事業内容のところの支給対象者に1行目の最後のところ、所得が児童手当（本則給付）の支給要件相当に該当する者というふうに書いてありますけれども。

もう一度すいません、繰り返しの説明になると思いますが、お尋ねします。

林康司 こども育成課長

児童手当（本則給付）の相当ということになります。

児童養育している方の年収が960万円未満ですね、960万円未満は扶養親族等が児童2人と年収103万以下の配偶者の場合、960万円未満が目安となっております。

成富牧男 委員

それと併せて、前回質問したと思うんですけど、離婚した場合で、実態としては妻のほうの子供を養育しているにもかかわらず、夫のほうに行ってしまうと、そういう事例があると、実際。

ということでもいいんですか。

林康司 こども育成課長

基準日であります9月30日以降に別れられてというか、という方につきましては、そのような内容になります。

成富牧男 委員

それは大分、国とかいろいろ、ネットを見てもその問題が取り上げられていますけど、国の考え方は全く変わっていないと、全く市として裁量の余地はないということですか。

林康司 こども育成課長

この給付金の内容につきましては、自治体の裁量はございません。

成富牧男 委員

分かりました。

藤田昌隆 委員長

ほかにありませんか。

成富牧男 委員

4ページの3款3項3目、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援給付費、資料は7ページ。

主な支給対象者というふうにありますけど、③の求職活動を行っている者、どういう者が求職活動を行っている者とみなしているのか。

そして先ほど言われた求職活動がかなわないと判断する基準、そういう人は、先ほどの話

では、生活保護のほうに誘導じゃないけど、生活保護の受給へつなげるというふうになっていますが、そこのところちょっと教えてください。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

資料7ページの自立支援金の主な支給対象者のうちの③求職活動を行っている者とは、どういう者かという御質問だったと思います。

ハローワーク等への求職の相談、そういったものの申込みを行い、誠実かつ熱心に求職活動を行ってある方ということで、ここの部分が若干緩和をされております。

以前は、毎月2回以上ハローワークに相談をすることとか、月1回以上自立支援の相談をなさいとか、あと週1回以上は求人応募しなさいと、そういったものがありました。

そういった部分がなかなか厳しい部分もあるということで、今般、制度改正等ありまして、緩和ということで、ハローワーク等への求職の申込み、そういったものが誠実に行われているということが条件になりますので、自立支援の窓口のほうで、そういったものにつきましては、確認作業をやらせていただいております。

以上でございます。

成富牧男委員

若干緩和されたというふうな認識をいたしました。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

関連してですが、先ほどの御説明で、県の社協からの情報を基に送付するとおっしゃられたんですが、もう少し詳しくお願いします。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

自立支援金の支給対象者となる方につきましては、県の社協のほうが発付の決定及び支給等されますので、それに基づきまして県を通じて資料が下りてきます。

その方たちにプッシュ型で案内文を送っているところでございます。

飛松妙子委員

分かりました。

それから、ここの部分に関しましては、まだまだ市民の皆様への周知が、行かれていないのか、要は借りたんだけど、返さなくてはいけないところを、とても強く思っている、また借りるなんてことはできませんっていう、御相談を頂いて、最終的には、困窮者なので返さなくても大丈夫ですよということで御安心していただいたんですが。

相談関係がなかなか、直接多分行けていないんじゃないかなと思うのですが。

相談窓口とか、そういうのもちょっと必要なと思っているんですが、何かそういう御案内とかはどのように考えていらっしゃいますか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今回の自立支援の給付金でございますけれども、飛松委員の御案内ありましたように、もともと貸付けという形でやっておりましたが、コロナが思いのほか長期化しているということで、国のほうも貸付けから給付という形で制度を変えてきております。

今御案内しているのは、給付ということで、いわゆる返済がないものとなります。

そういった方々への窓口ですけれども、日頃から社会福祉協議会のほうでは、もともと貸付け等もございますので、そういった相談はさせていただいておりますし、市の福祉事務所のほうでも、自立支援の窓口がございますので、そういったところで様々な御相談には対応しているところでございます。

中には、そういった厳しい方の相談もありますので、そういった内容に応じた対応をしているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

一度借りた方が、やっぱりもう返さなくてはいけなくていうところが念頭にあって、そこがどうしてもネックになって、自分は返さなくちゃいけないんだっていうところが、いや実は返さなくていいんですよってことを御説明いただいたらとても安心されたっていうこともございました。

そういう方々に対して、またぜひ周知といいますか、お知らせができるようお願いしたいなと思います。

それから、子育て世帯特別給付金の件ですが、先ほど御説明の中で、高校生までの子供がいる世帯に対しては、これからの給付になるので一律で10万円相当を給付いたしますと。

児童扶養手当を頂かれていらっしゃる方は、12月27日に給付をしたので、残り5万円を給付するという御説明であったと思いますが。

例えば、児童養護施設を退所した方、こういう方の把握とかは、鳥栖市のほうでできているのか。

児童養護施設に在学中は、児童養護施設に預かっていただいて、そこから高校とか通っていると思うんですが、例えば高校を中退して、もうそこを出なくてはいけなくなった場合の、そういう把握とか、鳥栖市にそういう方がいらっしゃるのか。

その辺はどうでしょうか。

林康司 子育て課長

高校生のみ世帯と公務員世帯が一括10万円となっております。

児童施設に入所された方につきましては、対象児童が施設のほうにいらっしゃるのであれば、施設のほうに給付ということになっております。

ただ、退所された方につきましては、退所時期等にはなりますけれども、そこは施設と確認して国の要綱等に照らし合わせて給付とはなりますけれども、そういった退所等の連絡があった場合は、県の児童相談所とかから通じて連絡があるようになっております。

飛松妙子 委員

実際、自立支援センターとかで、所在がはっきりしていれば、給付は可能ということで、国にいただいているんですね。

ただ、そういう方が鳥栖市にいらっしゃるのか。全国的に700人前後らしくて、筑紫野市のほうで7人ほどいらっしゃったということで、把握をさせていただいているんですが。

鳥栖市にそういう方がいらっしゃるのであれば、必ず給付が届くようにぜひお願いしたいなと思いますので、情報がありましたらぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

藤田昌隆 委員長

ほかに。

永江ゆき 委員

同じところですけど、ほかの市町は一括で払えたところがあったんですけど、5万円、5万円って分けられた理由をお聞かせください。

林康司 子育て課長

前回のときも少し触れさせていただきましたけれども、鳥栖市では国の予算を待って、市のほうでも予算編成をし、議会にお諮りした上で実施と考えておりましたので、今回、臨時議会で上げさせていただいたところがございます。

以上です。

藤田昌隆 委員長

よろしいですか。

永江ゆき 委員

この262万円の事務費ですけど、これはもし、例えば一括であった場合ってというのは、かからなかった事務費になるんですか。

林康司 子育て課長

たればの話でっていうのはあれですけども、どういった事務を進めていたかによって

変わってくることにはなりますけれども、少なくとも振込手数料は1回で済んだものかとは思っております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかに。

樋口伸一郎委員

説明書の5ページから。

説明書で2件ぐらいお尋ねがありますので、制度の中身について詳しく教えていただきたいんです。

5ページが最初ですけど、下の説明欄のところ2番目の事業内容に、対象者っていう1つ目の黒丸があって、②の括弧の中ですけど、まず①が非課税である世帯って書いてあるじゃないですか、括弧の中の①以外の世帯のうち、家計が急変しというところで、①以外っていうふうになつとるので、言うてしまえば非課税じゃないところの条件によってはちゅうことでしょうか、非課税じゃない範囲がどこまでの範疇なのかなと思ってですね。

例えば、課税はどんどんしてやるとですけど、コロナの状況によっては家計が急変したってなれば、その家計が急変した状況さえあれば、収入にかかわらず、これはもらえるってことになるんで、その辺がちょっと、もう少し詳しく教えてもらえんかなと思って。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今回のこの事業につきましては、まずは①にお示しをする令和3年度分の住民税の均等割が非課税である世帯というのが大前提になろうかと思っております。

ただ、今、委員がおっしゃったように、中には課税されておっても、コロナの影響で、収入が激減された方がいらっしゃる想定をされております。

そういった方が、この②で令和3年1月以降、要は令和3年度分の課税が令和2年1月1日から12月31日までのことを今判定しておりますので、それ以降に、家計急変があった方に対する救済といいますか、対応になります。

平たく言えば、樋口委員がおっしゃったように、課税されてあった方の中で急変された方とかもいらっしゃれば、ここの部分で対応していくということになろうかと思っております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そこはよく分かったんですよ。

であれば、この①の対象者である方は、非課税というか、市民の方の、該当者の方の状況

を見て、ある程度該当される方が分かるやろうから、案内も周知もできると思うんですよ。

ただ、①以外の方となると、もう完全に自分の判断というか、そこからじゃないと、役所とつながれないので。

ですから、そこら辺の方に対する周知とか、発信というのはどのようになさるんですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まず、均等割が非課税である世帯の方につきましては、まずもって原則として基準日、令和3年12月10日時点で住民票がある方が大前提になりますので、その中で、先ほど言いました令和3年度の住民税の均等割が非課税である方については、一定情報が得られますので、その方については、プッシュ方式で恐らく該当すると思われましてということでやります。

今樋口委員がおっしゃった、そうではない、いわゆる課税されている方については、案内が行きませんので、なおかつ、その方の中で家計が急変されている方については、御自身で申出をしていただかなきゃいけないので、そういった手続が始まりますという御案内を、ちょっと分かりにくいですけど、周知方法のところ、ホームページ等への情報掲載及び全戸チラシ配布と書いております。

この全戸チラシの中で、今回の制度については周知を行います。

対象が基本的に非課税なので、全員は該当しないんですけど、今おっしゃった部分が、全ての方に関わってくる可能性がありますので、そういった意味で、全戸に制度の周知を行う。

だから、もらっても、これは関係ないよという人はたくさんといいますか、いらっしゃると思いますけれども、中にはそういう方がいらっしゃれば、そういう②のほうで手を挙げていただくとか、ということになるかと思えます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そうしたら、答弁の確認ですけど、全戸配布のチラシの中にはそこまで含めてのお知らせが書いてあるということで。ありがとうございます。

そうしたら次に、7ページに行ってもらって、また制度の中身を少し教えていただきたいというところですけど。

先ほど飛松委員からも御指摘ありましたけど、もともとやっていた特例貸付の分、の単語の表現の仕方、「貸付」っていう単語が入っているもので、やっぱり僕らって、そういう税の中身を扱っているとか、協議していくんで、まだ分かりやすいんですけど。

一般の方がぼんってイメージするときは「貸付」っていう単語が生きるんで、言うたら今回は自立支援金の支給になりますけど、もう貸付になっていてキャッシュフローはもう借り

た分で返さないかんという、語弊がないようにはお知らせをいただきたいというふうに、私も重ねて要望させていただいた上で、ちょっと制度の中身について教えていただきたいんですけど。

これ1点だけですけど、黒丸の3つ目の中に、申請期限及び支給期間というところに、米印で、1回に限り再支給（3か月）することができるっていう部分を詳しく教えていただきたいんですが、ぱっと聞いたら、条件を満たせば再支給してもらえるのかなと思って。

そこをちょっと教えていただだけでも。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

この自立支援金につきましては、令和3年7月1日から最初始まったときには、1回限り、3か月だけということで決まっておりました。

ですけれども、コロナの影響が長引くことが見えてきましたもんですから、もう一回、1回3か月借りた人につきましては、同じ要件ですね、上に書いてありますような、ちゃんと貸付けが終わっているか、また、世帯収入が基準以下なのか、貯金等の資産が基準以下なのか、また求職活動をちゃんとやっているかということを再度確認しまして、要件を満たせば、もう一回だけ3か月間、で、一番借りられる方は、合わせて3か月の2回、6か月支給できるということで、その申請期限を令和4年3月31日までということで、これも延長して制度を見直したところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ということは、これも言うてしまえば、全ての方に、きちっとしとけば、3か月が終わってしまっておけば、もう全ての方に該当する部分ということになりますよね。

そうしたら、例えばですけど、これをまた重ねてじゃないですけど、再支給のほうでまたこの制度を活用する方が出てこられたときに、その方はまた借りたイメージが大きく、2倍にならんかなというふうなのがあるんですよ。懸念としては。

もちろんそこが緩和されていくんでしょうけど、その辺りのフォローというのはどんなふうになっていくとですかね。1回目、2回目の再支給を受けた方とかが、負のイメージを持ち過ぎないように、フォローが要ると思うんですけど。この目的は自立支援金を支給するになつとるんで。

簡単に言ったら、もう借金返済のための金っていうふうにイメージされるともいけないので、そことのすみ分けと、再支給をされた方があんまりマイナスイメージを持たないように、どういうふうに働きかけされていくのかなっていうのが気になります。

整合性というか、そこら辺を教えていただきたい。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

以前もそういった貸付けっていうのが、イメージ的にあるよってというような御質問を頂いたことがありました。

実際、この申請を受けているのが社会福祉協議会なんですけど、やっぱり申請を受け付ける側からすると、そういう借金を重ねることが、生活の妨げになっているんじゃないかというようにもあって、貸付けから給付に変わっているんですね。

給付については、もともと手挙げ方式ですけども、冒頭言いましたように、社会福祉協議会から、これまでずっと貸付けをしている方の情報を頂いておりますので、その方々に、1回目が7月2日にまずプッシュ型で、こういう制度が始まりました、借りていらっしやいましたので、該当するかもしれません、どうですかということで投げかけをしております。

数名の方が手を挙げられました。

これが変遷で、ずっと延長、延長になってきておりますので、その都度、月ごとに一定の貸付けが終わった方については、あなた対象になるかもしれませんってことで、ずっとプッシュで押してきていますので、今回のこの分については、該当されると思われる方については、あらかじめこちらからお知らせをしております。

リアクションがあれば、今委員がおっしゃるように、でもこれ貸付けでしょうっておっしゃったときには、いや違いますよと、お宅は給付となる場合がある。

また、新規とかであれば、貸付けしか当然スタートできないんですけど、そういったものについての説明はしておりますので、受け身というよりも、こちらから積極的にこういう制度が始まりましたということで、これまでも連絡をプッシュでしてきております。

以上です。

樋口伸一郎委員

今御答弁あったようにぜひお願いします。

プッシュ型、すごくいいと思うんで、プッシュの中にも、フォローであったり配慮の考え方であったり、そういうのを分かりやすく説明しながら、どんどんプッシュしていただき、行っていただきますように要望を申し上げて終わります。

成富牧男委員

さっき樋口議員から質問のあった家計急変ですね。

これホームページに掲載されるんでしょうけど、恐らく家計急変って言われても分からんわけですね。恐らく例えばっていうのがあはずなんですね。

だから例えばっていう例を示していただくことと、そのことについても、ホームページなりチラシに、私は行ける、行けんっていう判断の目安ですね。

そういうのが必要じゃないかと思うんですけど。

お願いします。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

制度そのものが、随時ずっと示されている中で、本市としても具体的にどういった対応でしていくかという市民の皆様への広報がこれからになっております。

現在チラシ等を使つての周知を検討しておりますので、その中で、今成富委員がおっしゃったような形で、分かりやすい広報に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

成富牧男委員

今のところは家計急変つちゅうのは、こういうやつですよつちゅうのはないつちゅうことですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今示されているのは令和3年1月以降に家計が急変した場合と。

その家計急変というのは、あくまでも新型コロナウイルス感染症による急変と。

例えば退職をしたとか、離婚をしてしまったとか、そういうことではなくて、コロナによつての影響を受けて急変をしたと。

当然、世帯の人数等によつて、非課税世帯並みにならないといけないので、非課税並みの急変があつた任意の一月を示していただいて、それを掛け12したところが、非課税世帯の基準を上回らなければ交付できますということになりますので、そういったところが多分、分かりにくいことだろうと思います。

具体的に例えば1人のケースであれば、これくらいの所得収入だったら、該当する可能性が有りますみたいな形の周知を考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

分かりました。

要はあなたも該当するかもしれませんよつていうのを積極的に問合せくださいみたいな感じになるということね。

中川原豊志委員

確認ですけど、令和3年度の住民税非課税つていうのが、要は令和2年度に収入がなかつた人が、確定申告をして、令和3年度は税金を払わんでよかよというんであれば、令和3年1月以降ということは、令和3年度にコロナの関係か何か分からんばつてんが、収入が下がつて、この令和4年2月なら2月に確定申告をしたときに、非課税世帯になつてしもうたと、

令和4年度は。そういう人たちが申請すれば、この10万円がもらえるというふうなことじゃないのかと。

という考えは違うのかな。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今回の制度の対象が、あくまでも令和3年度分ですので、令和2年中の収入状況に応じて確認をしておりますので、令和3年1月以降については、対象から外れてきますから、その中で変動があった方をお尋ねすると。

もう令和4年の6月には令和3年度中の所得判定がされますので、そういった以降に、申請される方は当然、令和3年度分が明らかになっておりますので、非課税世帯かどうかっちゃうところは、もうはっきりと材料があるんですけども、それまでの間については、御自身の申告等によりまして、減少したということであれば、その説明をしていただきまして、対応することになるかと思えます。

以上です。

飛松妙子委員

気になったのが、コロナの影響で家計が急変しますっていう証明をどのように個人はすればいいのかなと。要は会社からそういうものをもらうのか、自己申告でいいのか。

国でも不正とかいろいろあっていますので、それをすることによってその方が、そういう犯罪に染まってはいけないなというところもあるからですね。

その辺はどのようなチェックをされていくのか教えていただいてもいいですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

確かにどういった形で証明するのかっちゃうのは非常に難しいのかなと私も思っています。

今一定、国が示しているのは、例えば給与証明とか、一月当たりの減少した分の証明だとか、あと先ほど中川原副委員長がおっしゃったように、確定申告書の資料だとか、そういったもの。

どうしても証明ができない方について、会社からそういう証明をもらえない、そういった公的な証明的なものがない場合には、任意で、そういったものを証明することも可能とされております。

ですので、そういった困窮者を救っていくという制度でございますので、どちらかというところ、そこら辺は幅じゃないんでしょうけど、持たせてありますので、窓口で、申請を受け付ける際に、そこはお尋ねをしながら、必要な書類提出を求めて、明らかに超えている方については、それは難しいですとお伝えしなきゃならないと思えますし、そこを一定クリアできる方については、そのまま進めていく。



午後 2 時12分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



市民環境部

議案乙第 1 号令和 3 年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）

藤田昌隆委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

議案乙第 1 号令和 3 年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

ただいま議題になっております議案乙第 1 号令和 3 年度鳥栖市一般会計補正予算(第10号)の市民環境部関係につきまして御説明いたします。

補正予算説明資料の 2 ページ目をお願いいたします。

歳出でございます。

款 4 衛生費、項 3 清掃費、目 1 清掃総務費の節10需用費、節12委託料、節16公有財産購入費につきましては、次期リサイクル施設用地取得に係る経費を計上しております。

詳細につきましては、資料の 3 ページ、主要事項説明書を御覧ください。

目的につきましては、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町から構成します一部事務組合でございます佐賀県東部環境施設組合が整備を予定しております次期ごみ処理施設のうち、リサイクル施設の事業用地を確保するため、用地の取得、測量等の業務を実施するものでございます。

資料右側に位置図をつけております。

先ほど現地にも出向いていただいたんですけれども、長崎自動車道の北側、リサイクル施

設用地と記載したところが今回用地を取得及び業務を実施する箇所となっております。

節10需用費、消耗品費につきましては、土地売買契約の締結に必要な収入印紙の購入費用を計上するものでございます。

節12委託料のうち、草刈り等委託料につきましては、文化財の確認調査の事前準備としまして、地形等の確認に必要なため草刈り等の費用800万円を計上するものでございます。

また、用地測量委託料につきましては、用地境界の確認のため、測量費用2,200万円を計上するものです。

節16公有財産購入費、用地購入費につきましては、次期リサイクル施設建設地の用地取得費用として8,679万2,000円を計上しております。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

款4衛生費、項3清掃費の次期リサイクル施設用地取得事業3,000万円を計上しております。

繰越理由につきましては、委託料でございます草刈り等委託業務、用地測量業務の実施に当たりまして、業務の完了に6か月程度を要することから、令和3年度内に完了することが困難なため、全額予算の繰越しを行うものでございます。

以上で議案乙第1号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）の市民環境部関係について御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議お願いいたします。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

説明ありがとうございます。

先ほどの御説明の中で、草刈り等委託料は、文化財を調査するために草刈り等が必要であるということでしたが、今日現地を見させていただいて、すごい森林のようになっていたと思うんですけど、ああいう木を伐採するわけではなくて草刈り、どのような草刈りなのか教えていただいていたいいですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

今回、まず文化財の試掘といたしまして、土地がどういう状況な形で文化財等々があると予測されるかというところを重点的に調査することになっております。

まずは、見通しを、地形の形状とかも確認する必要があるということですので、まず必要箇所について雑草及び小さな樹木等々を取り払って確認することになっております。

以上です。

飛松妙子委員

そうしましたら、この地図上でどこの場所をされるのか、資料を出せますでしょうか。

先ほど現地視察をさせていただいた場所からするとちょっと想像ができませんので、この地図上でどの辺りの草刈り、伐採をして文化財の調査をされるのかを教えていただければと思います。

もう一点、先にいいですかね。

この青い部分のところが、今後、道路の取付けのところになるということですが、現在ある鳥栖・三養基の融溶資源化センターのこの前の道とつながって、どこに出るような形になるんですかね。

アクセス道路はどこに、都市高速の下、今日私たちが登ってきた道ですか。

どこにつながるんですかね。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

すいません、先に取付け道路の件をお話いたします。

御手元にお配りしている図面で色がついているところの中で、該当分について4月以降また購入を検討しているところでございます。

道路は下のほうです。西部の管理道路側から取付け口を造りまして、用地の西側に至る道路を整備するということになっております。

西部の道路につきましては、鳥栖側はガレージ佐藤ですかね、立石町のところになります。西側はみやき町のほうのところになります。出入口はですね。

以上です。

飛松妙子委員

川久保線のところに出てくる道が、みやき町と鳥栖市のちょうど境目辺りのところってことですかね。みやき町と鳥栖市の境目辺りのところに道路がつながってくるっていうことですね。

分かりました。

じゃあすいません、先ほどの。

吉田忠典市民環境部長

川久保線のところから現在の鳥栖・三養基の施設がございます。

そこに上っていく道路がございますけれども、途中から右に東側に入っていくという形に、取付け道路は想定をしているところです。

もちろん高速道路の北側のところから東側に入っていくというふうなところで、取付け道路は想定をしております。

それとあと、文化財における草刈りの場所でございますけれども、今のところ見た目で分かるっていう古墳の場所が今あるらしいんですけれども、そこを含め、あとは例えば道路のところは当然切らなくてもいいんですけれども、地形的に見て古墳があると思われるようなところですね、そういったところの草を刈っていくと。

そういうようなところで、現地に入って具体的にここ、というような感じで、現地を見ながらの作業になるかと思っておりますので、現時点でどの辺りを刈るかってなるとお示しが難しいかなと思っております。

飛松妙子委員

場所があまり確定できない段階で、その800万円という根拠はどのように出されていますか。

増田義仁環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長兼都市計画課長補佐

文化財の試掘に伴います草刈りの委託料の場所ですけれども、今回購入を予定しています面積が約5万1,000平米。そのうちで、現地もいろいろ谷になっている部分、それから平らな部分が少ないというような状況もございますので、この小さい図面で大変申し訳ないんですけれども、主要事項説明書で、一例示している部分で、今日は西側のほうから入って、真ん中の辺りを歩いていただいたような形になるんですけれども、その中で、東側でいうと、とがった部分が2か所ほどあるかと思えます。

北側もとがった部分が2か所ほど、それから南側はとがった部分の先端の部分が1か所。

その辺りについては、文化財のほうと協議しながら、草刈り等は不要であるということで、面積としては、おおむね3万平米ほどの草刈りを今予定しているような状況でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

3万平米で800万円ということは、1平米幾らぐらいで計算されてありますか。(発言する者多数あり)

吉田忠典市民環境部長

単純に800万円を3万平米で割ると267円ほどになります。(「1平米で幾らですか」と呼ぶ者あり)

1平米267円です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

そこまでで終わります。

ありがとうございます。

中川原豊志委員

まず1点が、今回購入する予定地、5万幾らやったかな。

地図のほうで赤く囲ってある総延長、要は外周的にはどれぐらいの長さになるか分かりませんか。

山を見ても、どこからどこまで購入するのかよう分からんのやけれども、例えばこの山が、南北幾ら、東西幾らとかいう長さ的なところ、意外と丸くしているような感じにも見えるんやけれども、おおむねどのぐらいの広さか教えていただけんかな。

藤田昌隆委員長

距離？南北の距離、東西の距離？（発言する者あり）

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

申し訳ありません。

中川原議員の質問へのお答えですけれども、外周といいますか、それこそ今から測量をして、境界を決めた上で敷地の線がはっきりすると思いますので、外周は測っていないところでございます。

仮に面積としては、縦200メートル、横200メートルとしても4万平米になりますので、それよりちょっと広いぐらいの東西南北関係なのかなという感じはするんですが、申し訳ありません。

吉田忠典市民環境部長

本当にざっとした計算ですけれども、大体円形として半径が130メートルの半径ですので、260メートルの直径。直径260メートルとしますと、周囲が816メートルぐらいになるかと思えます。

中川原豊志委員

境界の測量というか、境界も測らないかんということですから、逆に境界のところぐらいぐるっとは草を刈るかしらんけど、した場合どんぐらいの距離があるのかというのを知っとかんと、おおむね計算もできんのかなというふうにはちょっと思ってたんで。

それともう一点、今日の全協の資料の中で、立石分のこのここにあるのは、一角だけやけれども、立石分が保有している土地もまだほかにあるわけですね。

今回5万1,000平米だけ購入するというふうになった理由と、残りの立石分については何で今回購入じゃないのかっていうのを含めて教えていただければなと思います。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

当初土地の購入等々につきましては、令和4年度での当初に合わせて一括して計上しようということも検討されたんですけれども、立石町から同意を頂きまして、8月に同意を頂い

た経緯もありまして、なるべく早く用地を、とにかく建物が建つ部分については先に用地取得をさせていただきたいというようなことで、お話をさせていただいております、文化財等々の調査にも時間がちょっとかかりますので、まずちょっと先行して大きな用地を先に取得させていただいて、手続をスタートさせて、また新年度に残りの分については取付け道路の関係ということで、まず一括してお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

飛松妙子委員

では実際、草刈り等委託料は、どのような業者さんを選定されるのか。

それから実際、文化財の調査はいつ頃から予定をされているのか、スケジュールを教えてください。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

草刈りにつきましては、予算を認めていただければ、速やかに入札等を行いまして選定することになります。

業者はやはり造園とかその辺、樹木の刈り入れを中心とした業者さんが入札対象になると思っております。

以上です。

藤田昌隆委員長

それからあと、いつから発掘の調査をやるのかなど。

今草刈りの業者はどこですか、予定していますか、あと発掘調査はいつぐらいから始めますかという質問です。

増田義仁環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長兼都市計画課長補佐

文化財の確認調査につきましては、その事前の準備としまして、今回の草刈り委託料でまず草刈りをしまして、ある程度地形を明らかにするところからまず始まってまいります。

本日、予算のほうを御承認いただきましたら、すぐに発注の手続に入りまして、業者の打合せ等を、3月ぐらいから開始をいたしまして、実際の文化財の確認調査につきましては、4月早々にするところで今協議を行っているような状況でございます。

したがいまして、梅雨等の時期もございますので、梅雨前までには、文化財の確認調査につきましては、終えるようなところで今計画をしているような状況でございます。

飛松妙子委員

文化財の調査が4月以降になるという御答弁ですが、この文化財の調査の費用は、この800万円には含まれているか含まれていないかを教えてもらえますか。

増田義仁環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長兼都市計画課長補佐

文化財の確認調査の費用につきましては、教育委員会の生涯学習課のほうで予算は計上されますけれども、そこにつきましては、国庫補助を使ってする事業になるかと思いますが、そちらにつきましては、令和4年度の当初予算で予算措置されるというふうに伺っております。

藤田昌隆委員長

すいません、1つ聞いていい？

ごめんこれ、草木とか書いてあるけど、実際は雑木林。で、今業者を、これ3万平米？が大体草切りというか、伐採の対象になるみたいやけど、800万円ぐらいで受ける業者はいないと思うんやけど。

もし入札で流れた場合、恐らく受けるところはないと、800万円ぐらいじゃよ。

そうした場合はどうするわけ。業者に頼む？もう一回ずっと、予算を上げずに、この800万円でやっていく。それしかない？

増田義仁環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長兼都市計画課長補佐

今日現地を見ていただきましたように、なかなか険しい状況でございますので、当然草刈りする際には、手刈りになってくるのかなということで、非常に手間はかかる仕事かなと思っています。

今回予算を計上するに当たりましては、業者さんに見積りの協力等もお願いしまして、その辺りの金額等については確認しながら、市のほうでも設計書を作成しております。

したがいまして、入札が不調に終わるといようなことはないようにしたいと思っておりますけれども、手間等考えますと、ちょっとそういった懸念がないとも言いきれないところでございますので、その入札手続をしながら、その辺りはまた検討していかないかなかなというふうに思っております。

藤田昌隆委員長

なぜこの質問するかちゅうと、実際現場を見て、草刈りとか書いてあったけん、もう少し甘いもんじゃないかなと思ったら、とんでもないところなんよね。

それで、頭に浮かんだのは新産業集積エリア。

あの草刈りだって1,200万円どうのこうの言っているんやけん、あれを幾ら造園業者とかいっても、なかなかね800万円ぐらいで受けるかなあって、俺やったら絶対受けんなって思うぐらいあるけん、ちょっと非常にそこを心配しております。

答弁要りません。

樋口伸一郎委員

質問の前にですけど、今、委員長が言われた草刈りの件については今飛松委員からも質問

があった際に、3万平米だろうということでお返しいただいたじゃないですか、御答弁。

で、今課長の答弁を聞いていたら一応そういう専門業者じゃないですけど、そういうところには知的見解というか、実績上の見解とかも一応求めながら、今この数字を出されとるということやったけん、多分3万平米って単純に割ったけんその単価になったやないですか。

二百六十何ぼ、割り算ですよ。

そこはもう一回調べ直したほうがいいと思います。

今、ここの委員会の認識は3万平米ってなっているんで、実際違うかもしれんですよ。

もしかしたら、業者さんは1万平米ぐらいで考えちゃっかもしれんし、そうしたら単価3倍ですよ。極端な話が。

ですからそこら辺は再確認をお願いしときますっていうことで、今僕ら3万平米で考えているんですね。

藤田昌隆委員長

答弁要りますか。

樋口伸一郎委員

答弁要りません。

質問に入る前ですので、確認をした上で、また正副委員長なりにお伝えいただいとけばいいと思います。

質問ですけど、2項目あって、まず1個目が公有財産の在り方ちゅうことで、質問ですけど、土地の取得については、予算資料でいくと、節16の公有財産購入費というところで、用地購入費が入っております、これを貸すっていう考え方で現在のところはよかとですかね。

まずそこをお願いします。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

鳥栖市のほうが購入しまして事業用地として東部組合のほうに提供したいと考えております。

樋口伸一郎委員

分かりました。

それで続いてですけど、となると貸すっていう表現が適切か置いておいて、貸された組合のほうは、実際じゃあ必要な面積っていうふうに考えたときに、面積が大きいですよ、今ここは1筆購入が条件だったので、大きい面積になっています。

一応事前に市長等から説明いただいているのは今回の5億円の中に、今、議案質疑とかでもあっていましたけど、5億円の中に含まれる部分の今回1億1,680万円ぐらいですね、そこ

の分が入るんですけど、ここの残地について、この5億円を調整金として今後組合の事業を進めていくふうに考えてられるから、もう5億円以上の突発的な追加負担はないという認識をしているんですよ。現状ではですね。

ただ、この残地についてのところは組合でも論議というか、争点になってきて、そこは鳥栖市が持つべきだろうとかいうことで、またさらにその5万平米のうちの、やっぱ約二、三万平米、あふれた分の土地を鳥栖市が追加負担してくれっていうような、鳥栖市の追加負担っていうのは、執行部としても現在のところは考えなくていいというふうに思われているのかっていうところを教えてくださいませんか。執行部の御見解を。

大きい土地を買っているんで、組合がここは鳥栖市が持つべきじゃないかということは、考えておられないということでしょうか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

現在、鳥栖市が土地を購入すると、購入する面積としては立石町の要望もありましたので、1筆で用地としては5万1,054平米、今回しております。

これについての対策の取決めとか、管理の方法については、まだ正式には組合のほうと何も協議はできておりませんので、今後そういったところも協議をしていくことと考えております。

ただし、必要面積を取りましても、特に南側とか東側には住宅もありますので、緩衝地帯ということで、当然、事業地プラスその周辺の管理というのにも必要になってくると思いますので、その辺は組合のほうと協議して、責任持って行うようにしていきたいと思っております。

以上です。

樋口伸一郎委員

全員協議会の中でも、市長のほうはその辺りの組合との協議はまだやっていないということで御説明あったんで、組合の裁量権がある分を鳥栖市がどうのこうのしてくださいということでもなく、この質問は、議案そのものの態度を示すものでもないんで、語弊はないようにしとっていただきたいんですけど。

今後その協議をしていくच्छゅうことであれば、まずその分を鳥栖市が持ってくれと、あふれた分は鳥栖市が持つべきだという考えがあったときは再度持って帰ってこなきゃいけないのはなるんですよ。

もし組合議会のほうはもめて、5万平米の必要ない部分については、借りる必要がないから、鳥栖市がそこは見るべきだというふうになった場合は、またその必要なくなった土地の分のランニングコストを鳥栖市が持たないかんという可能性が出てくるわけなんですよ。

その辺りの想定はやっぱり現段階でしていないのとしているのでは全然違うので、執行部としてはされとるのかなあと考えてですね。

市長はもちろんそういうふうに、ないようにこの公有財産として全体を貸すっていうふうにおっしゃってはいるんですが、今後その協議を進めていかないかんで、今回の議案を採決するに当たって、もう今後の追加負担がないからオーケーするっていう人と、今後の追加の可能性はあるけれども、承認するっていうところ、大きく違うと思うんですよ。

執行部の説明によると思うんですけど。

もうこれ以上の負担はないよと、5億円以上かかることがないけん何とか調整金としてこの議案を通してくださいというのと、いやこの議案は、取りあえず通すだけ通してもらって、今後協議を進めていきますからと言って通してもらわないですか。

通してもらった後に、またすいません再協議が必要ですよっていう状態じゃ、承認の仕方も全然違ってくると思うんで、その辺りの執行部の御見解は欲しいなと思うんですけど。

分かりますか、言っている意味。

議案の態度表明をするもんじゃないけん、そこは勘違いされないでくださいね。

考え方をちょっと聞いときたいんですよ。

可能性はなきにしもあらずって考えてあるのか。

執行部としてはまずこの調整金以上の追加負担はないものとして議案を承認いただきたいのか。

ここめちゃくちゃ大事と思うんですよ。

協議はしていくでしょうけど、どのようなスタンスで協議に臨んでいくかも結構重要なので。

江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

議会のほうに資料をお示ししました項目、計画支援業務と土地の取得費、これを負担するというので鳥栖市はお話をさせてきていただいて、組合の中で同意を頂いていますので、それ以外に関しては組合の応分負担というふうに考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ここの部分は答弁要らないですけど、我々の解釈としては、今提案をしている部分の議案の金額以外では、市長も執行部共々に、追加の負担をするものではなく、応分負担で主張されていくっていうふうにこちらは解釈して議案の審査のほうに臨んでいくっちゃうことで解釈しときますね。

今の御答弁でですね。（発言する者あり）

中川原豊志委員

確認ですけれども、要は、今回購入する土地、それから今後、取付け道路も含めて、購入する7万8,000平米やったかな、全体で。

それを鳥栖市で購入して、購入した土地、全てを組合のほうに貸し付けるという考え方でよろしいですね。

もう鳥栖市が購入した分は全部、組合のほうで借りてください、要はもう管理もしてくださいという考え方でよろしいんですね。

その確認だけしとかんと。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

そうです。

用地は鳥栖市が確保して、組合がそれを利用して事業を行うということから考えますと、一括してお貸しして利用していただくものと、管理していただくものと考えているところがございます。

樋口伸一郎委員

ですから、追加負担の分と、今、副委員長が言われたところは共有をしておきたいなというふうに思っています。

ただ懸念材料もありまして、広大な敷地を鳥栖市の公有財産として取得して、貸与をするわけですね、組合のほうにですね。

組合のほうは今言われた流れで管理をしてくださったと仮定します。

仮に今度2月ですからね、組合の議会。

で、維持管理だったらいいんですけど、例えば必要なところだけをきちっと整備して、残りの部分はもう何も手をつけず無法地帯のままずっと更地のまま、ずっといく可能性もまた出てくるわけですね、大き過ぎてですね。

そこら辺は今後の協議なので、お答えは要りませんが、しっかり組合と連携取って協議していきながら、場合によっては活用する計画とかも、鳥栖市の計画を立てるがゆえに、また組合からその部分の土地についていろいろ調整とか話合いをしていく必要が出てくるかもしれないので、一方的にじゃあ貸したけんって言って、あとはめちゃくちゃになるような状態にはならんように、きちっと対応については協議をしていっていただきたいというふうに要望を申し上げておきます。

ここの部分に関してはですね。

それと最後すいません、全員協議会の中でもありましたけど、この記録ですね、経過とか記録。

議案質疑の中でもありましたけど、全員協議会だけではなくこの委員会での流れとか、やり取り、もちろん議事録は残りますけど、さあ30年後に、次のところ探すのに、30年前はどのような経過で現状になっていたんだろうというときに、この記録をきちっと内部資料としてでいいと思います。

ただその記録を残されておいて、次の世代の方が、そこまで先まで考えなくていいと言われるかもしれないんですけど、やっぱり記録はぜひ残してほしいというふうに思います。

市長のほうも全員協議会の中で内部資料としての記録は残されるということで、お答えを頂いていたんですけど、執行部のほうとしても、経過ですよ。

あった事実を残すだけでいいと思うんで。

ある程度残しておかれてほしいと思いますけど、部長その辺りの御見解はいかがでしょう。

吉田忠典市民環境部長

私どもといたしましても、今回、広域でやるところで、鳥栖市で初めてのこういったケースでございましたので、非常に苦勞をしたのもあります。

したがって、私たちとしても今後同じような苦勞を私たちの後輩たちにもしてもらいたくないという思いもありますので、そこはしっかり記録は残していきたいと考えております。

樋口伸一郎委員

要望で終わります。

本当、苦勞があったからこそ、逆に記録を残していただきたいという思いもあって、皆さん方が頑張ってくれたということも合わせて、記録に残すという意味で、前向きな記録として解釈をいただければと思います。

そして何より、真木町の土壌から出てくるときも、そういった記録があれば、もしかしたらあっていうところも、あるいは考えられたかもしれないので、ぜひそういった意味でも前向きな記録として残していただきたいというふうに要望をしておきます。

終わります。

成富牧男委員

後から言うことと矛盾するような質問しますが、ちょっと忘れんうちにと思って、今出ています5万平米を今回購入するということでもいいんでしょう。

それで一覧表とは言わなくても、今回、例えば5万平米購入するんですよ、そのうちさっきのとの再確認のごとなってしまうけど、無償貸与するのが何平米で、あとの部分については、全てこれも組合に無償貸与して組合で管理していただきますということなのか、さっき確認されたっていうことかもしれないが。

そうやなくて、それについては組合では確認されておらんけど、そういう方向で組合にというよりも、もうその前は首長会やね、首長会に臨むということなのか、まずそこのところをはっきりさせてもらえませんか。

質問の趣旨分かりますかね。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

成富議員の質問にお答えします。

今まさに用地を取得するという段階でございまして、これからまずは境界の測量、確認、決定をいたしまして、その後実際に組合のほうで事業を行うに当たって、どういった施設の配置、搬入道路等々の配置等々。

あと高低差とかありますので、工事費に見合ったような造成の仕方等々で、ある程度その段階にないと有効面積といいますか、事業で使う面積というのが確定しないと思われまして。

それに合わせて、我々としましては全てお貸しして管理していただきたいということで、現状考えておりますけれども、組合等々の構想ごとになってくるかと思えます。

まだ今のところ構想はできておりません。

以上です。

成富牧男委員

まずそれはどういうふうな、それ以外の建設用地、狭い意味の建設用地以外の部分をどうするかっていうのは、これからだということによろしいんですね。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

各構成団体とのお話しはこれからだと考えております。

成富牧男委員

ぜひまた要らん火種をつくらんごと、あまりに先走りして、フライングを起こさんように。

それで、ちょっと今から、ああいうのが——ちょっと大事なことで、ぜひこれは出していただきたいなって。

今話がもうA候補地、B候補地があって、B候補地の話がここに提案されて、その話ですとともうその中身に入っているんですけど、午前中の全協の話を踏まえてですけども、要は私も勘違いしとったごと、報告書を見た限りでは、A候補、B候補の2つを組合というよりも、首長会に報告しましたというところで終わっていましたよね。

それで、午前中の話によれば、その後があって、首長会で、いやもう最後まで、もう荒っぽい言い方すると、最後までもう2つ挙げて、もう、1個に絞ってもらうところまで、鳥栖市でしてくださいよと言われてた。

そして決めたということでもいいんですかね。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

成富議員の質問にお答えします。

今言われたとおり、当初、組合の首長会の議論の中で真木町の候補地は構成団体の神崎市とか、吉野ヶ里町が入ってくる前にもう既に決まっていたので、関与することがなかったの
で、リサイクルについては、その決定のプロセスの中に首長会の意見を反映してほしいとい
うのは議論がなされてありました。

そういうことで幾つか候補地を選定する中におきまして、上がってきた用地が、Aの候補
地とBの候補地でありましたので、この2つを首長会のほうに報告いたしまして、説明をい
たしましたところ、貸与できる土地であれば鳥栖市さんがやりやすい方ということで、首
長会で了解いただきましたので、立石町に御相談いたしまして立石町のほうからで同意を頂
けることになりましたので、それを報告いたしまして建設地と決定した次第でございます。

以上です。

成富牧男委員

ということですよ。

だから最終的に決めたのは鳥栖市が決めたんですよ、鳥栖市の中で。

ということでいいんでしょう。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

はい。鳥栖市が決めてまして組合のほうで了承いただいたというふうに考えております。

成富牧男委員

そうしたら、私が求めたいのはずっと今までの経過を逐一報告しろとかいう意味で今から
のは言うんじゃないくて、ここにこういう提案をされるのであれば、A候補地とB候補地があ
って、午前中の、ナンバー1からナンバー、あのずっと評価の横に評価も書いてあったでし
ょう。この項目についてはこうだ、ああだと書いてあった。

そういうやつをAとBで一覧表で頂けませんか。そうしないと、特にちょっと金目の話で
Bのほうが高い、10億円と13億円あって、AよりもBのほうが3億円高いのにそういう決定
をされたわけですね、鳥栖市は。13億円のほうに、3億円高いBに。

だから、されたにはそれなりの理由をきちっとお持ちだと思っんですよ。

だから、そういうのはやっぱ積極的にここに出していただいてちょっと聞いてくださいと、
ここの数字だけ見ると、何でかって思われるでしょう、実はですねと。

そういう資料を出していただきたいんですよ。そうしないと責任持って、反対も言えんし、
賛成も言えん。そういう状況に私自身はあるんですよ。

だからぜひそれは出していただきたいなと思います。

資料のほう用意ができておりますので、今からお渡しのほうをしたいと思います。

藤田昌隆委員長

よろしく申し上げます。

〔資料配付〕

皆さんの御手元に資料は配付されましたでしょうか。

それでは、資料の説明をよろしく申し上げます。

吉田忠典市民環境部長

皆様方の御手元のほうにお配りしております建設候補地の優先交渉先の検討についてというタイトルの資料でございます。

この資料につきましては、報告書の中で最終的に2つの候補地、AとBということを選んでおります。

そのAとBについて環境条件、用地取得条件、立地条件、経済条件等をそれぞれ比較をいたしております。

その結果、一番下の欄になりますけれども、こういった理由で優先交渉先として候補地Bのほうを選んでいる形になります。

基本的には環境条件、用地取得条件、立地条件、経済条件等はお配りしている報告書の中に記載のとおりでございますので、この青で塗っているところが有利な項目という形になります。

立石町はこのうちの候補地のBというところになります。

有利な項目といたしまして、候補地Bのほうの数も多いというふうになっておりますが、最終的には一番下の四角で囲んでおります優先交渉先についてというところでございます。

ここを読んで御説明をしたいと思います。

候補地A及び候補地Bについて評価項目ごとの検討を行った結果、候補地Aは④経済条件で有利であり、候補地Bは、①環境条件、②用地取得条件、③立地条件で有利な項目が多いという結果になった。

いずれの候補地についても、リサイクル施設の建設候補地としての適性を有しており、今後の取組を進めることが可能であると考えられるが、佐賀県東部環境施設組合が示す令和11年度施設稼働のスケジュールを踏まえ、佐賀県東部環境施設組合構成市町全体のごみ処理を担う「次期ごみ処理施設整備事業」の着実な事業推進を図るため地権者交渉と地元交渉の相手先が同じであるなどの②用地条件で優位性があり、かつ、構成市町の人口重心からの距離が短く、そしてさらに定時収集時の運搬効率及び住民持込みの利便性がよいなどの立地条件で優位性があると考えられる候補地Bを優先交渉先として、今後の取組を進めることとする

という形で、候補地Bのほうを優先交渉先として、交渉を進めたものでございます。

その結果、候補地B、これがいわゆる立石町区が持っている土地でございますけれども、こちらのほうで、地元からも御同意を得たという形になっております。

簡単でございますが、以上で御説明を終わります。

藤田昌隆委員長

ありがとうございました。何か御質問のある方は。

成富牧男委員

出ました。

こういう資料を、やはり最初から出してもらったほうが、この審査もスムーズにいくと思いますので、今後もこんな感じで、途中経過っちゅうのは、言われることはそれなりに分かりますけれども、私たちはここで審査せないかん段階で、こういう資料が出てこないというのは、やはり今後考えていただきたいなというふうに思っています。

ついでにもう、1回で終わりたいので、今、審査の中でいろいろ今後のまだ組合、これ一つ組合がかんどうもんだから、大変だと思うんですね。

皆さん方、組合がかんどうもんだから、やっぱり慎重に、やり方を、順番を考えていかんと、1つ間違うとまたデッドロックに乗り上げるようなところ出てきますので、そのところは大変でしょうけれども、慎重にやっていただきたいなと。

取りあえず、これについてはそういうふうに申し上げておきます。

終わります。

藤田昌隆委員長

答弁いいですね。

成富牧男委員

はい。

樋口伸一郎委員

すいません、今一度ですけど、最後に確認だけさせていただきます。

審査における最終確認、1つ目にまだその当初に絡むことやけれども、取得する面積については今後造成していく方向の考えでよろしいですね。(発言する者あり)

最終確認で2点。

1点目が、今回公有財産として取得する土地については、全面造成をしていくお考えであるということよろしいですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

今回購入する土地の全面は造成いたしません。

必要有効面積を今度測定いたしましてその分を造成するような形になりますので、一部はそのまま残るんじゃないかと考えております。

樋口伸一郎委員

必要有効面積とは？

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

今後用地を取得いたしまして、組合のほうで施設の配置等々の計画を立てるときにどういった面積でどういった造成が必要になるかというのを算出されますので、その分について造成されるものと考えております。

樋口伸一郎委員

ということは、必要であるっていうふうに認められなかった場所については、そのまま荒れ地のまま残るという可能性もあるということですかね。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

荒れ地といいますか自然のままに緩衝地帯ということで残す部分もあるのかなと考えております。

樋口伸一郎委員

その場合——そこから先はもう2点目に行きます。

お考え、分かりました。今後の協議を、取得をしたと仮定して今後協議を進めていきますね。

その中で今おっしゃった答弁のところは、今後出てくることかと思いますので、いいんですけど、この必要だと認められる土地以外の多過ぎる分、言うたら、2万平米でも3万平米でも足りるんですが、1筆購入っちゃうことで今の面積になっていますから、多過ぎる部分の今後の活用方法についてですけれども、自然のままとおっしゃったんですけど、活用方法については公有財産の持ち主ですから、鳥栖市として、どのようにしていきたいかという考えもお持ちではないですか。

藤田昌隆委員長

質問の意味分かりますか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

今回取得する用地につきましては、組合のほうに、鳥栖市としましては全てお貸しいたしまして、その中で事業を行っていただきたいというふうに考えているところでございます。

樋口伸一郎委員

それでは、要望ではないですけど、意見を申し添えておきます。

一括で組合のほうにっていうお考え分かったんですけど、そうなれば組合のほうに移管さ

れることは、管理とかは移管されることは分かるので、鳥栖市としても、公有財産の持ち主として今後の流れ、その協議ですよ、組合との協議の中身についてはしっかり今後どうしていくかっていうところは情報共有をしとっていただきたいというのがあります。

組合がどのようにしていくのか。

必要な土地をこのように活用していき、必要でない多過ぎる部分についてはどのように、例えば自然のままに残しておくとか、そうした情報共有を含めて今後の協議の進捗状況を議会へ随時報告をしていただきたいと、これを欠かさないように、できれば詳しく、こうした書面も含めて、しっかり今後の協議の中身についても、遅過ぎる段階ではなく、できるだけ早めに報告をしていただきたいということをぜひ市長のほうへもお伝えいただければというふうにお願いを申し上げて終わります。

成富牧男委員

簡単な質問ですけど、今さっきやり取りのときには、5万平米ちゅう話がずっと出ていましたよね。

ここのAとBの中に②用地取得条件の(5)のところに造成工事搬入道路整備用地として必要な面積で、4万平米、3万平米ってそれぞれあるんですけど、5万平米って言われている数字と、このBが候補地ですから、3万平米の関係、そこら辺ちょっと教えてください。

それからついでに、ここに経済条件の中に全然入っていないのが、単価とかについて全然触れられていませんので、それから単価の決め方、例えば不動産鑑定価格とかいろいろあると思いますけれども、そういうやつについても教えてください。

以上です。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

成富議員の質問にお答えします。

この評価表といいますか、優先交渉先の検討についてということでA、Bそれぞれの状況を記載した表でございますけれども、これにつきましては、実際3万平米程度の開発で考えておりましたけれども、用地の取得の段階になりまして、それ以降に、地元交渉の中で、1筆でないと交渉はなかなか難しいというような要望がありましたので、1筆買いということで、実際の購入面積は5万平米に増えているところでございます。

単価につきましては、交渉に当たりまして不動産鑑定を行いまして、近隣の似たようなところの取引事例を不動産鑑定士のほうに鑑定していただきまして、提示していただいております。

以上です。

藤田昌隆委員長

金額。坪単価幾ら、平米単価でもいいし。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

申し訳ありません。

この評価表をつくったときには、候補地の選定の段階でございましたので、用地購入等の単価等はこの時点では検討しておりません。

成富牧男委員

ごめんなさい、私の質問が悪かった。

それはそれでいいから、別で聞きよつと。この平米単価は幾らですかっていうのは、別質問。ここの中に関連して聞きよるわけではないと。

単純に、今回こういう議案が出ているんで、購入費用まで出ているんで、それ幾らですか、平米単価幾らですか、それは何に基づいてるんですかと聞いています。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

今回の用地取得につきましては、平米単価1,700円で計上しております。

不動産鑑定士の評価に基づいて算出しております。

以上です。

成富牧男委員

この単価については、A、Bで絞った段階で、Aについては、全然試算されていないんですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

Aについては試算しておりません。

成富牧男委員

ちょっと解せません。

それとやっぱり、それは結果論ですから、そういうことありましようけど、3万平米が5万平米になったということですよ、さっきの答弁ではですね。

この用地取得面積が3万平米から交渉過程つちゅうか、A、Bを決める段階では3万平米って思いよつたけど、結果的には5万平米になったっていうことでいいんですか。(発言する者あり)

7万平米っていうのはプラス——ああ、そうか、取付け道路って書いてあるね。

ということは、3万平米って思いよつたのが7万平米になったつちゅうことですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

結果的にそのようなことでございます。

藤田昌隆委員長

何かほかに質疑ありますか。

飛松妙子委員

まず朝の全協の中で、この候補地の2か所を佐賀県東部環境施設組合に報告をいたしました。

で、鳥栖市が候補地を決めましたっていう御報告だったんですが、東部環境施設組合に報告した後、首長会とか開催される中で、鳥栖市に対して何か御要望とか意見とかがあったらそれを教えてください。

また、私も組合議会に入らせていただいていたのですが、神崎市と吉野ヶ里町に関しましては、真木町にごみ焼却施設リサイクル施設の候補地を決定した後に、自分たちはそこだから組合に入ったんですっていうことを常々言われておりました。

今回立石町に決めたということは、この方々が、近くでないといけないとか、リサイクル施設と焼却施設が近くでないといけないとか、そういうことをおっしゃられていましたので、立石町にまずそうされたことに関して、再度教えてください。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

東部の首長会におきまして、A、B候補地を報告した折に、各首長さんから出された意見としましては、候補地については鳥栖市のほうでやりやすいといいますか、決めていって構わないけれどもということでは、ただ全体のスケジュールについて遅れないようにといいますか、懸念がありますので、より早く交渉ができる場所、地権者交渉は、長引く場合もあるので、交渉が早くできる場所をまず望まれました。

あと1つは、1市3町により近い場所のほうが望ましいと。

極端に鳥栖市内に入り込んでという場所よりも、市民さん、町民さんが使う施設ですので、なるべくそれこそ人口重心に近いほう、近寄りやすい場所を選んでいただけないかといううなお話は聞いております。

飛松妙子委員

ということは、1市3町の首長さんたちも、どちらかというに近い場所がいいということで、この優先交渉先について下のほうに書かれているとおり、住民の持込みの利便性がよいところを鳥栖市としては選びましたということで、例えばリサイクル場からごみ焼却施設まで約9キロあるということで、その分の運搬費用とかもかかって、当初組合議会の中では、市町の議員さんの中には、その分は鳥栖市が負担すべきであるということもおっしゃっていましたが、この分に関しては、組合議会がきちっと応分負担をするということで、納得していただけるということでよかったですでしょうか。

江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

鳥栖市の費用負担をする以外の部分の事業費に関しては、応分負担ということで、先日から議会のほうにも御説明をいたしておりますので、そのように理解しております。

藤田昌隆委員長

それでは、質疑を終わります。

次に総括、採決に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

午後 4 時 16 分 休憩



午後 4 時 21 分 開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



総 括

藤田昌隆委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等がございましたら発言をお願いいたします。

樋口伸一郎委員

そうしたら、総括として 1 点意見を申し述べておきたいと思っておりますけれども。

公有財産の用地取得の件は、しっかり公有財産として取得する面積全体の把握と、今の考え方、しっかり 1 筆購入をした上で、一括対応ということでの考え方ですので、その旨をしっかりと鳥栖市としての考えとして、しっかり組合のほうにも伝えていっていただきたいと思っております。

それで今から先の、議案審査とは関係ない今後の協議についても、しっかり鳥栖市は鳥栖市としての考え方、それと議会に対しても、今回の用地取得までの経緯を鑑みても、結構ギリギリの段階で、むしろ選択の余地はもう限られているという状況での審査になりましたの

で、今後の協議については、逐一しっかり、市長のほうから今日のような全員協議会を開催していただいてでもいいので、漏らすことなく、しっかりと状況を伝えていただきたいというふうに強く要望を申し上げまして、併せて、市長のほうにもしっかり担当部長のほうからでもよろしいですので、委員会でこのような総括の意見があったということをお伝えいただきたいというふうに要望を重ねて申し上げて、総括といたします。

飛松妙子委員

先ほど御答弁頂いた内容の中で、1市3町からも、鳥栖市で決めていただきたいんだけど、より早くできる場所であり、また1市3町に近い場所が望ましいということを要望としては上がったということでした。

立石町にそれで決めたということで、ここから実際、真木町のごみ焼却施設まで9キロほどあるということで、今後その搬入が考えられますので、搬入道路のアクセス道路をどうしていくのかとか、あと全体像ですね、搬入道路の全体像を次の議会までにある程度出していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

成富牧男委員

最初に樋口議員が言われたところに尽きるんですけど、この委員会で私ずっと途中で、報告だけでもいいからお願いしますということを前の議会の委員会の中でずっと言っていたけど、なかなか、それがかなわなかった。

その結果がこういう形に——私だけじゃないですよ、議員のやっぱり意見を反映して、その都度その都度聞きながら、やっぱりああそうだなと思うところは取り入れていけば、ここまでこういう形にならなかったかもしれません。

それで正直、今もちゅうちょしているんですよ、さっきの比較表にもかかわらず、片一方は取得費用の、その当時の計算でもいいんですよ。

それさえしていないと。

3万、4万が結果7万平米になった、これもすごい違いですけど。

比較したにしては、あまりにもお粗末だと。

最終的に金額的には3億円安いわけでしょうが、このAのほうがですね。

そうすると、ますますなんじゃこりゃっていうふうになってしまいます。

さっきと重複しますが、これから先、完成までにいろいろな機会に出てくると思います。

ぜひもう少し丁寧な、こういう資料にしても、タイミングを捉えた形できちっと出していただきたいということを再度申し上げておきます。

以上です。

中川原豊志委員

今回の土地の取得並びに測量調査、文化財調査。

これについては、先般からお話をされています鳥栖市が負担しなくちゃいけない、計画支援業務も含めて5億円の中に含まれている金額というふうなことで、今回これを承認するに当たって5億円を承認したのと同じような考え方になるのかなということをお考えますと、選定に当たっての問題もあるんですけども、やはり独断で市長が首長会で5億円出しますと言ってくることに對する議会軽視については、今日の議案質疑でも齊藤議員のほうからもありましたけれども、やはりきちんと筋を立てて、我々議会に報告をして、それをきちんと皆さんのよその市町に伝えるというのが筋だというふうに思います。

ですから、このところについては、やはりきちんと見直すところは見直し、反省するところは反省していただき、樋口議員も言われたように、今後いろんな問題があったときには、議会のほうにきちんと説明をする、報告をする。

そういうふうな姿勢で、この事業は取り組んでいただきたい。

重ね重ねなりますが、今回の提案については、本当に執行部、市長側の議会軽視というのは、ちょっと問題だなというふうに発言をしておきます。

以上です。

飛松妙子委員

すいません、先ほど頂いた資料は全議員のほうにもできればお渡しできればと思います。いかがでしょうか。

藤田昌隆委員長

吉田部長、これはいいかな。全議員に。

吉田忠典市民環境部長

はい。

じゃあ……。 (発言する者あり)

藤田昌隆委員長

私のほうから、議長に配付をいいですかという確認をやります。

そして――私が気にするのは、これは当然いいですよ、今委員会の議員にはきちんと配ったんで。

これがほかの議員に渡ろうが問題ないはずなんです。

一応議長に確認を取った上で、そして配付をお願いします。

成富牧男委員

私もなるべく資料は全議員が共有するのは賛成ですけど、さっき私が尋ねたところだけでも内容が、現在と違っているところが、数値的にも違っているところがあるのがちょっと気

になります。

以上です。

藤田昌隆委員長

この資料が、当初かなり前に話したやつとそれから現在と、違うという部分でしょう。

そこが気になるんで、成富議員のあれを推察したら、これを現在バージョンにできん……
（「どこか注釈で入れられんと」と呼ぶ者あり）

一応私たちが見た、これを全議員に配付ということにしましょうよ。

飛松妙子委員

日付が書かれていませんので、大体何月現在というところを入れたほうが、今日の日付になっていますので、委員会の資料としてはですね。

そうすると、分かりやすいかなと思います。

藤田昌隆委員長

令和4年1月18日になっていますね。

樋口伸一郎委員

重ねてですけど、今各会派から代表で出てきてあるんで、その説明というか、お伝えは、お尋ねがあれば、会派には伝えてもらうようにしたらいいのかなというふうに思いますけど。

この部分に関しては現在と過去に分で違いが出ているよっていうのを、各会派から出てきていますので、会派ごとに共有しとっていいのかなと思いますけど。

藤田昌隆委員長

会派がどうのこうのじゃなくて、自分たちが見た資料で全員にまず配らないと。（「もちろんそうですよ」と呼ぶ者あり）

そこから例えば、ここに出てきたら、それに対して、ここに答えてもらうということにしないと。

で、総括いいですか。

これは市民の生活のライフサイクルにとって物すごい大事な部分なんですよね。焼却場もそう。それから、このリサイクル施設もそう。

そういうことですので、ぜひそういう強い意識を持って、意識があるから日程をきちんと、スケジュールを守って早くしたいというのがあって、いろんな問題も起きたかもしれませんが、これは根幹に関わることですので、ぜひそういう決意を持って当たってほしいと。

これは鳥栖市だけの問題じゃなくて、ほかの市町もしっかり見えていますんで、しっかりと鳥栖市が一丸となってやってほしいと、私は強く思います。

以上です。



採 決

藤田昌隆委員長

それでは、採決に移ります。



議案乙第1号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）

藤田昌隆委員長

議案乙第1号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）について採決を行います。

本案中、当厚生常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本案中、当厚生常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



藤田昌隆委員長

それから、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



藤田昌隆委員長

これをもちまして、令和4年1月臨時会の厚生常任委員会を閉会いたします。

午後 4 時36分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 藤 田 昌 隆

